

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、大阪府における「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱いについて」（平成 23 年 7 月 15 日から施行）に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川 旧淀川（堂島川）の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。

(2) 若松浜の位置づけ

若松浜は、大阪のメインストリートである御堂筋付近に位置し、天神祭ともゆかりが深い地域である。また、若松浜を含めた中之島周辺には、国の重要文化財であり、日本の近代建築としても名高い大阪市中央公会堂や大阪府立中之島図書館などが集まっており、大阪市役所や大阪地方裁判所などの官公庁、大阪市営地下鉄や京阪本線・中之島線などの交通網の発達と相まって、通勤・商業・観光などで賑わう水都大阪を代表するエリアとなっている。

大阪府が平成 22 年度から推進する「中之島にぎわいの森づくり」は、都心の河川沿いの回遊性を高めるため、堂島川の上下流をみどりと遊歩道でつなぐとともに、賑わい施設を誘致することにより、人々が憩い楽しめる場を創出するものである。

こうした状況を踏まえ、若松浜は今後とも中之島にぎわいの森のシンボル、また水都大阪の水辺の賑わい拠点として期待される地域である。

(3) 指定年月日

平成 24 年 7 月 19 日

2 都市・地域再生等占有方針

都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けられることができる施設

占有施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着き場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、船上食事施設、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、みどり豊かで人が憩い楽しめる場を創出するなど、「中之島にぎわいの森づくり」の位置づけを踏まえて河川敷地の利用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第2号に掲げる者とする。

なお、当該区域において船舶係留施設もしくは船上食事施設等を設置する場合は、船舶の航行等に十分配慮するものとする。

4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（堂島川）右岸の銚流橋～水晶橋とする。

【若松浜エリア】

